

大牟田市市長交際費支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長交際費が市長の行政執行のために外部との交際上必要な公の経費であることにかんがみ、その支出について、一層の透明化を図るため、大牟田市長(以下「市長」という。)等が市を代表し、市政の推進に必要な外部との交際のために支出する市長交際費について、その基準及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出の区分、基準及び額)

第2条 市長交際費の支出の基準及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 祝金・会費 式典、大会、祝賀会、会議、行事等への市長等の出席に係る経費で2万円以内を基本とする。
 - (2) 弔慰金 市政関係者及びその親族の葬儀、及び法要時における香典、供花等に係る経費で2万円以内又は標準的な市価とする。
 - (3) 贈呈費 市政の運営等に資する土産及び、記念品又は市政への貢献に対する謝意を表す場合に係る経費で社会通念上妥当と認められる額とする。
 - (4) 接遇費 市長等が、各種団体、有識者等との意見交換や情報収集を目的とした協議・会合に係る経費で出席者1人につき1万円以内を基本とする。
 - (5) 協賛・賛助・広告費 各種団体等の活動趣旨に賛同し、支出するもの又は掲載等により市政に有益と認められる広告に係る経費で社会通念上妥当と認められる額とする。
 - (6) 見舞金 市政関係者の病気、災害、事故等の見舞に係る経費で1万円以内を基本とする。
 - (7) 激励・せん別費 市政関係者及び団体等の激励に係る経費で2万円以内を基本とする。
 - (8) 雑費・その他 消耗品を含め渉外等に必要な経費又はその他市長が特に必要と認めた場合に係る経費。
- 2 前項の規定にかかわらず、地域的な慣習や市政の円滑な運営上必要と認められる場合は、支出の基準及び額を変更できるものとする。

(公表の方法)

第3条 市長交際費の公表については、大牟田市のホームページに掲載し、公表するものとする。

(改正)

第4条 この要綱は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜検討し、見直すものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、市長交際費の基準及び公表に関し、必要な事項は市長が別に定める。

付 則(平成19年4月1日)

この要綱は、制定の日から施行する。